

正	副
---	---

一級
二級
木造

建築士事務所登録申請書

(第一面表面)

[記入注意]

- ※印欄は、記入しないでください。
- のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

※手数料欄	
申請手数料は指定金融機関の口座に振り込み裏面に事実確認できる書類の写しを貼り付けてください。	
1 級	15,000円
2 級・木造	10,000円

一級 二級 木造	建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。
令和 1 年 4 月 1 5 日	株式会社〇〇〇〇一級建築士事務所
	登録申請者氏名 <u>代表取締役 秋田 太郎</u>
	(法人の場合は 法人の名称及び代表者の氏名)
	秋田県指定事務所登録機関 一般社団法人秋田県建築士事務所協会長 様

建築士事務所	ふりがな 名 称	かぶしがいしゃ 〇〇〇〇いっきゅうけんちくしむしょ 株式会社 〇〇〇〇一級建築士事務所		
	所 在 地	〒010-0000 秋田県秋田市山王一丁目500-500 TEL 018-888-0000 FAX 018-888-0001		
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		

登録申請者	個人であるとき	ふりがな 氏 名	建築士 の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>
	個人事務所の場合はこちらに記入			
	法人であるとき	ふりがな 名 称	かぶしがいしゃ 〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇	
		事務所所在地	〒 010-0000 秋田県秋田市山王一丁目500-500	

建築管理士事務所の建築士	ふりがな 氏 名	あきた たろう 秋田 太郎	登録番号	第 888888 号
	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	一級建築士	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	一級の場合は 未記入
	管理建築士講習を 修了した年月日	平成 20 年 5 月 1 日	修了証番号	500T-50000M

現登録年月日 及び登録番号	令和 1 年 4 月 30 日 (秋田県) 知事登録 第 12-10A-5555 号	※ 審
------------------	---	--------

新規 <input type="checkbox"/>	更新 <input checked="" type="checkbox"/>	※登録年月日 及び登録番号	令和 年 第 (秋田県) 知事登録 第	こちらには記入しないでください。
--------------------------------	---	------------------	---------------------	------------------

(第一面裏面)

振込事実確認書類添付欄

この欄に、振込受取書、A T M利用明細書等の事実確認できる書類を貼り付けてください。

この欄に、
**振込受取書、A T M利用明細書等の事実確認
できる書類**を貼り付けてください。

**ホームページの振込用紙をご利用の際に、
銀行の受領印等がないものは認められません。**

**インターネットバンクの場合は、
振込明細の画面を印刷、添付してください。
振込先、日付、金額、振込み者がわかるようにし
ていただければ、その他、残高などは塗りつぶし
ていただいても構いません。**

(第二面)

所属建築士名簿

[記入注意]

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
あきた たろう 秋田 太郎	一級	第888888号		構造設計一級建築士	第8888号
ほんじょう いちろう 本荘 一郎	二級	第9999号	秋田		
かづの はなこ 鹿角 花子	二級	(石)第7777号	北海道		
<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>二級および木造建築士において 北海道または兵庫県の免許証で 支庁名略・登録機関名の記載がある場合は それも必ず記入してください。</p> </div>					
<p>※所属するすべての建築士 を記入してください。</p>					
(備考) 別紙 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>			計 3 名	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	1 名 2 名 名 1 名 名

(第三面)

役員名簿

〔記入注意〕

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	性別	役名	生年月日
あきた たろう 秋田 太郎	男	代表取締役	明治・大正 昭和・平成 20年1月1日
ほんじょう いちろう 本庄 一郎	男	取締役	明治・大正 昭和・平成 30年2月2日
かつの はなこ 鹿角 花子	女	取締役	明治・大正 昭和・平成 1年3月3日
	男・女		年 月 日
※ふりがなを必ず記入してください。		登記簿上記載されていない取締役でない執行役員について、建築士法上の役員(※)にあたらなければ、記載する必要はありません。 ※業務を執行する社員、取締役、執行役及び、これらに準ずる者をいい、社外取締役、代表権を有する支配人、理事等を含み監査役、取締役でない支店長等は含まない	
	男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日

(備考)

別紙 有
無

添付書類（ロ）

略 歴 書

登録申請者
管理建築士

開設者と管理建築士
が同じ場合は
そのまま。
別の場合は、
どちらかに取消し線
をしてください。

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、個人営業の場合は自営と記入してください。

フリガナ	アキタ タロウ		生年月日	S20 年 1 月 1 日
氏 名	秋田 太郎		性 別	男 ・ 女
建築士の資格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登録 番号 第888888号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別	
	S43年3月31日	〇〇大学工学部建築科	卒業	
職 歴	期 間 年月 ~ 年月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名	
	H24年4月30日 ~現在	(株)〇〇〇〇	代表取締役	
	H4年9月~ H24年3月	△▽△建築設計事務所	管理建築士	
歴				

すべての項目について省略せず記入してください。
職歴欄は現在の職歴を先頭とし、記載してください。

添付書類(ハ)

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 ●●年 4月 15日

株式会社○○○○一級建築士事務所

登録申請者の氏名又は名称.....代表取締役 秋田 太郎.....

一般社団法人秋田県建築士事務所協会 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。